

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町

2 構造改革特別区域の名称

千曲川ワインバレー（東地区）特区

3 構造改革特別区域の範囲

上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

区域内の市町村は、長野県東部の千曲川中流域に位置し、4市3町1村から構成され、区域面積は 1,244.35 k m²である。地形は北東方面に上信越高原国立公園があり、南に八ヶ岳中信高原国定公園を臨み、両公園に挟まれた標高差のある豊かな自然と景観に恵まれた地域である。

(2) 気候

区域内の年間の平均気温は 12 度前後、最高気温は 35 度前後、最低気温はマイナス 10 度前後で、昼夜及び季節の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、四季を通じて快晴もしくは晴れの日の割合が高く、日照時間は平均 1,900～2,100 時間前後で、年間平均降水量は 900～1,000mm という寡雨地帯である。

(3) 人口

国勢調査に基づく平成 22 年現在の区域内人口は 331,184 人で、区域内の特徴的な人口動態は各市町村とも人口が最高であった調査年と最終調査年（平成 22 年）を比較すると人口が減少しており、減少幅は 1.84%～17.17%、平均の減少率は 4.39% で町村ほど減少率が高い。

このうち年齢別人口では、15 歳以上 64 歳以下においては、減少幅が 4.69%～31.11%、平均の減少率が 11.16% となっており、区域内人口全体に占める割合は、ピーク年の 65.68% から 6.24% 下回る 59.44% である。

(4) 産業

国勢調査に基づく平成 22 年現在の区域内の就業人口は、158,815 人で 10 年前と比較して

23,344人減少しており、産業別の構成比は第1次産業が8.03%、第2次産業が38.77%、第3次産業が53.20%である。

各市町村とも全就業人口に占める第1次及び第2次産業の割合が減少する一方、第3次産業の就業者の割合が増加する傾向が見られる。

また、各産業における就業人口の特色としては、第1次産業に占める農業の割合が97.6%、第2次産業に占める製造業の割合が67.72%となっており、第3次産業では、卸・小売業の28.15%について、医療・福祉が19.64%、宿泊・飲食サービス業が12.05%という構成となっている。

5 構造改革特別区域の意義

区域内の市町村の農業分野での共通の課題は、中山間地域に分類される条件不利農地が多いだけでなく、生産農家の高齢化や産地間競争の激化等により、経営環境が年々厳しさを増していることや、荒廃農地発生の抑制と解消及び担い手農家の育成があげられる。

こうした状況の中で、これまで各市町村では、農産物の付加価値を高める6次産業化の推進、都市農村交流、地産地消の推進、新規就農者の支援、遊休荒廃地対策、有害鳥獣対策等の農業施策を進めているところである。

今回、複数の市町村が共同で構造改革特別区域計画を実践することにより、地域の経済・社会に及ぼす効果は広範囲に渡り、直接的には、原料のワイン用ぶどうの調達範囲が区域内に広がることで、降雹などの局地的な気象災害によって不作となった場合、区域内の他市町村に原料を求めることができるようになり、小規模ワイナリーにとっては経営の安定化につながる。

さらに、区域内の市町村間の民間交流も加速化されることで、新しいイノベーションが生まれることなども期待され、こうしたことを行機的に連動させることにより生じる相乗効果で、地域産業全体の活性化が期待される。

また、ワイン産業としては、区域内の小諸市に大手ワインメーカーが1973年にワイナリーを設立し、区域内の市町村で栽培されたワイン用ぶどうから高品質なワインの醸造を始めたことを契機として、その後、近隣市町村でも小規模なワイナリーが開設されてきており、これらのワイナリーで醸造されたワインの中には、国内外のコンクールなどで高い評価を受けたプレミアムワインも製造されている。

区域内の東御市には、ワイン用ぶどうの栽培技術や醸造技術が学べるアカデミーとしての要素を持つ民間のワイナリーが開設されており、この区域一帯がワイン産業の適地として注目が集まり、近年は県内外から栽培地を求める就農希望者が増加傾向にある。

また、区域一帯では、以前から内陸性気候の特徴と地味・風土を活かした果樹栽培が盛んであり、生食用ぶどう、リンゴ、アンズ等をはじめ多種多様な果樹栽培が行われている。この生産者の多くは、専業農家の子弟や新規就農者など今後の地域農業の担い手となる農家が多く、特に6次産業化による農業振興への関心が高い。

こうしたことから、既に特例措置を受けている地域をはじめ、ワイン用ぶどうや果樹栽培

が盛んな市町村が特例措置を広域的に活用し、産業としての裾野が広いワイン産業の特性を発揮させることで効果的な地域振興を図ることができ、産地としての知名度の向上に加えて、ワイナリーや関連産業における雇用創出や滞在型周遊観光（ワインツーリズム）による区域内への交流人口の増加が見込まれる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、区域内の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が比較的小規模な施設でも可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進することができることから、新規就農者の確保と農家所得の向上による安定的な農業経営の実現、商工業と連携した新しい雇用の場の創出による定住人口の増加、観光業との連携による交流人口の増加などの効果が期待できる。

また、区域内で社会的な問題となっている荒廃農地の解消には、果樹等の永年性作物を栽培することが効果的であることから、荒廃農地を復旧してワイン用ぶどう等を栽培する施策を推進していく。

これらにより、地域経済の活性化と雇用を安定させること、そして美しい農山村環境の創出による国土の有効利用と住環境を改善することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（1）認知度及びブランド力の向上

区域内のぶどうから醸造されるワインは、気候風土が好条件であることや実力のある醸造家が製造していることなどの理由から国内外のソムリエなどの有識者から高い評価を受けているが、一般消費者の認知度は必ずしも高いとはいえない。

このため、区域内の市町村が共同で販路拡大のプロモーションを行ううえで、構造改革特別区域の名称に「千曲川」を冠する意義は、全国的に高い知名度であることを利用してPR効果を高めるためであり、区域内の市町村が共同でイベントやホームページ、その他のプロモーションツールなどにより多角的な情報発信をすることは、個々の市町村が独自で行うよりも効果的であると考えられる。また、将来的にはその効果を活用し、海外への輸出も目指す。

こうしたメリットを活かし、ワインを切り口としたPRにより地域の認知度を向上させ、ワインに関わる様々な産業・商品・サービスなどの質をブラッシュアップして、区域全体のブランド力が強化・向上されることが期待される。

（2）地域農業の振興

ワイン醸造家によるワイナリーの開設は、生食用ぶどうと比較して省力化及び低コストで栽培することが可能なワイン用ぶどうの普及につながる。これは、一般の果樹農家にとって、生食用ぶどう生産との経営の多角化や規模拡大による複合経営によって農業経営の安定化につながるというメリットがあり、地域農業の担い手確保または後継者不足の解消に

も大きく寄与することとなる。

また、ワイナリーに農産物直売施設、農家レストラン等が一体的に整備されることで、地元産農畜産物の地産地消が促され、野菜生産者が有機質肥料で減農薬の特別栽培や無農薬の有機栽培を手掛ける契機になるなど、生産者全体の生産意欲の向上が期待できる。

さらに、荒廃農地を解消する手段として、果樹等の永年性作物を栽培することが効果的であることから、意図的に荒廃農地を復旧してワイン用ぶどう等を栽培する施策を推進することで、山間部の荒廃農地も有効利用されることになり、景観の向上と保全に寄与するとともに、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣が集落内に出没することを抑止するなど、住環境を向上させることにつながる。

（3）交流人口の拡大

区域内の上田市には北陸新幹線の停車駅があり、上田市、小諸市、千曲市、東御市及び坂城町には上信越自動車道のインターチェンジがあるため、長野県内の高速交通網の結節点として高い機能を有している。

区域内におけるワインの産地化や各市町村でのワイナリー設置が進むことで、ワインツーリズムを機軸とした、新しい観光ルートの組み立てが可能となる。これは新たな観光メニューとして、今まで主流だった主要観光地を短時間で巡り歩く「通過型観光」に加えて、ワイナリーやワイン用ぶどう農場の周遊見学や収穫・醸造体験プログラムを組み入れた、長期間の宿泊を伴う「滞在型周遊観光」が可能となり、新たなタイプの交流人口の増加が見込まれるとともに、将来的に企業や個人投資家により宿泊施設などが建設されることも期待できる。

（4）地域の関連産業との連携

ワイン用ぶどうの栽培及びワイン醸造にかかる製造設備は、欧州等で製造される外国製品が主流となっていることから、生産規模に見合う設備を見つけることが困難であり、導入資金やメンテナンスコストが割高になることなど、小規模事業者が参入する場合の大きな障害となっている。

この改善を図るため、ワイン用ぶどう栽培専用の乗用草刈機やスピードスプレイヤーなどの栽培管理用の機械及び小規模醸造所用の醸造設備を日本国内で調達する必要があるが、この点について、区域内の市町村では機械・金属加工等の製造業が第2次産業の中核をなしていることから、工業との連携により試作開発し、製品化することを目指す。

このほか、ワイン産業に関わる生産、醸造、流通、販売、観光など多様な業種間の産業間の連携により、地域ぐるみでの6次産業化により相乗的な事業効果が発揮され、活力ある地域づくりを推進することができる。

（5）信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」には、「千曲川ワインバレーエリア」として

区域内の市町村が等しく同エリアに位置づけられている。この構想は、昨今の県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策と位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成から栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

本計画は、この構想と有機的な連携を図り、協調をしながら地域の個性を活かし、これに磨きをかけて魅力ある地域づくりを行う。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成27年度	平成30年度	平成32年度
特産酒類製造事業者数	1件	4件	9件
特産酒類製造量	2kL	12kL	21.5kL
特産リキュール製造量	0kL	1kL	1kL

8 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

※別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産された地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、アンズ、梅、かりん、キウイ、ネクタリン、桑の実、サクランボ、柿、プラム、イチジク、ナツハゼ)を原料とした果実酒、地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、アンズ、梅、かりん、キウイ、ネクタリン、桑の実、サクランボ、柿、プラム、イチジク、ナツハゼ、クリ)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

上田市、小諸市、千曲市及び東御市並びに長野県北佐久郡立科町、小県郡青木村及び長和町並びに埴科郡坂城町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、区域内の市町村により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン、アンズ、梅、かりん、キウイ、ネクタリン、桑の実、サクランボ、柿、プラム、イチジク、ナツハゼ)を原料とした果実酒、区域内の市町村により地域の特産物と

して指定された農産物（ぶどう、りんご、いちご、もも、なし、ブルーベリー、ラズベリー、ブルーン、アンズ、梅、かりん、キウイ、ネクタリン、桑の実、サクランボ、柿、プラム、イチジク、ナツハゼ、クリ）を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合は、製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

区域内の各市町村は、共同または単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。